

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	R5-0004吉井	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 赤磐市長 友實 武則			(所在地) 岡山県赤磐市下市344							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)			(所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基 づいて行われる経 営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方 法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	仁堀中字長坂 尻	2167	1	口	15	原野	0.0216	ヒノキ	32	公告の日から 10年 (2033.3.31)	1 乙は、存続期 間中に保育間伐 を最大2回実施す ることにより、針 広混交林化を図るも のとする。なお、 施業の実施にあ たっては、広葉樹 等を残存し、早期 の混交林化を図 る。 2 乙は、火災、病 虫害及び気象害 の予防のため、年 1回以上の森林の 巡視を行うものと し、当該巡視は目 視によって判断で きる限りで行う。な お、当該巡視によ り、森林の公益的 機能や隣接した 森林の立木に支 障を及ぼす可能 性があると判断さ れた場合は、必要 な措置を講じる。	1 甲に支払われるべき金銭の 額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施 する経営管理の結果生じた木 材の販売による収益は乙のもの とする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要し た経費は乙が負担するものとす る。	乙から甲に対し て金銭の支払 は行わない。		
2			1	口	17				32						
3	仁堀中字長坂	2152	1	口	15	山林	2.0951	ヒノキ	32						
4			1	口	17				32						
5			1	口	14				40						
6			1	口	11				58						
7			1	口	12				38						
8			1	口	11-1				85						
9			1	口	14-1				32						
10			1	口	10				32						

・(A)欄の「現況林齢」は、森林簿に記載された内容とする。

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	仁堀中字長坂 尻	2167	1	口	15	原野	0.0216	ヒノキ	32				
2			1	口	17				32				
3	仁堀中字長坂	2152	1	口	15	山林	2.0951	ヒノキ	32				
4			1	口	17				32				
5			1	口	14				40				
6			1	口	11				58				
7			1	口	12				38				
8			1	口	11-1				85				
9			1	口	14-1				32				
10			1	口	10				32				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住所(同上)

赤磐市長 友實 武則

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所(同上)



2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(8)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- ④ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	R5-0011吉井	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 赤磐市長 友實 武則			(所在地) 岡山県赤磐市下市344							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)			(所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基 づいて行われる経 営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方 法	備考
1	仁堀中字土地 谷	1757-1	2	〜	7	山林	0.6998	ヒノキ	34	公告の日から	10年 (2033.3.31)	1 乙は、存続期 間中に保育間伐 を最大2回実施す ることにより、針 広混交林化を図る ものとする。なお、 施業の実施にあ たっては、広葉樹 等を残存し、早期 の混交林化を図 る。 2 乙は、火災、病 虫害及び気象害 の予防のため、年 1回以上の森林の 巡視を行うものと し、当該巡視は目 視によって判断で きる限りで行う。な お、当該巡視によ り、森林の公益的 機能や隣接した 森林の立木に支 障を及ぼす可能 性があると判断さ れた場合は、必要 な措置を講じる。	1 甲に支払われるべき金銭の 額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施 する経営管理の結果生じた木 材の販売による収益は乙のもの とする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要し た経費は乙が負担するものとす る。	乙から甲に対し て金銭の支払 は行わない。	
2			2	〜	9				65						
3			2	〜	10				70						
4			2	〜	8				65						
5			2	〜	2				62						
<p>・(A)欄の「現況林齢」は、森林簿に記載された内容とする。</p>															

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(8)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- ④ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	仁堀中字本村	1928	2	チ	4	山林	0.4306	ヒノキ	49				
2			2	チ	3				40				
3			2	チ	2				88				
4	仁堀中字本村	1932	2	チ	12	山林	0.3733	ヒノキ	3				
5			2	チ	4				49				
6			2	チ	9				38				
7			2	チ	8				38				
8			2	チ	7			55					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住所(同上)

赤磐市長 友實 武則

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所(同上)



2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(8)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- ④ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	R5-0019吉井	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 赤磐市長 友實 武則			(所在地) 岡山県赤磐市下市344							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)			(所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基 づいて行われる経 営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方 法	備考
1	合田字宇才坂	397	3	口	23	山林	0.4252	ヒノキ	38	公告の日から	10年 (2033.3.31)	1 乙は、存続期 間中に保育間伐 を最大2回実施す ることにより、針 広混交林化を図る ものとする。なお、 施業の実施にあ たっては、広葉樹 等を残存し、早期 の混交林化を図 る。 2 乙は、火災、病 虫害及び気象害 の予防のため、年 1回以上の森林の 巡視を行うものと し、当該巡視は目 視によって判断で きる限りで行う。な お、当該巡視によ り、森林の公益的 機能や隣接した 森林の立木に支 障を及ぼす可能 性があると判断さ れた場合は、必要 な措置を講じる。	1 甲に支払われるべき金銭の 額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施 する経営管理の結果生じた木 材の販売による収益は乙のもの とする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要し た経費は乙が負担するものとす る。	乙から甲に対し て金銭の支払 は行わない。	
2			3	口	24				38						
3			3	ハ	5				65						
<p>・(A)欄の「現況林齢」は、森林簿に記載された内容とする。</p>															

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(8)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- ④ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	R5-0020吉井	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 赤磐市長 友實 武則			(所在地) 岡山県赤磐市下市344							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)			(所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基 づいて行われる経 営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方 法	備考
1	合田字鎌窪	386-1	3	ハ	1	山林	0.7154	スギ	53	公告の日から	10年 (2033.3.31)	1 乙は、存続期 間中に保育間伐 を最大2回実施す ることにより、針広 混交林化を図るも のとする。なお、 施業の実施にあ たっては、広葉樹 等を残存し、早期 の混交林化を図 る。 2 乙は、火災、病 虫害及び気象害 の予防のため、年 1回以上の森林の 巡視を行うものと し、当該巡視は目 視によって判断で きる限りで行う。な お、当該巡視によ り、森林の公益的 機能や隣接した 森林の立木に支 障を及ぼす可能 性があると判断さ れた場合は、必要 な措置を講じる。	1 甲に支払われるべき金銭の 額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施 する経営管理の結果生じた木 材の販売による収益は乙のもの とする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要し た経費は乙が負担するものとす る。	乙から甲に対し て金銭の支払 は行わない。	
2			3	ハ	2				38						
3			3	口	27-1				65						
4			3	口	27				38						
5			3	口	29				38						
6			3	口	30				38						
7			3	ハ	1-1				41						
<p>・(A)欄の「現況林齢」は、森林簿に記載された内容とする。</p>															

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	合田字鎌窪	386-1	3	ハ	1	山林	0.7154	スギ	53				
2			3	ハ	2				38				
3			3	口	27-1				65				
4			3	口	27				38				
5			3	口	29				38				
6			3	口	30				38				
7			3	ハ	1-1				41				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住所(同上)

赤磐市長 友實 武則

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所(同上)



2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(8)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- ④ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	R5-0025吉井	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 赤磐市長 友實 武則			(所在地) 岡山県赤磐市下市344							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)			(所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基 づいて行われる経 営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方 法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	中畑字才道	2450	4	ニ	30	保安林	0.5949	ヒノキ	38	公告の日から 10年 (2033.3.31)	1 乙は、存続期 間中に保育間伐 を最大2回実施す ることにより、針 広混交林化を図る ものとする。なお、 施業の実施にあ たっては、広葉樹 等を残存し、早期 の混交林化を図 る。 2 乙は、火災、病 虫害及び気象害 の予防のため、年 1回以上の森林の 巡視を行うものと し、当該巡視は目 視によって判断で きる限りで行う。な お、当該巡視によ り、森林の公益的 機能や隣接した 森林の立木に支 障を及ぼす可能 性があると判断さ れた場合は、必要 な措置を講じる。	1 甲に支払われるべき金銭の 額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施 する経営管理の結果生じた木 材の販売による収益は乙のもの とする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要し た経費は乙が負担するものとす る。	乙から甲に対し て金銭の支払 は行わない。		
2			4	口	19				39						
3			4	口	27				38						
4			4	ニ	28				39						
5	中畑字場庄	2451	4	ニ	30	保安林	0.3156	ヒノキ	38						
6			4	ニ	27-1				38						
7			4	ニ	28				39						
8	小鎌字寺坂	1934	10	イ	9-1	畑	0.0945	ヒノキ	40						
9			10	イ	9				36						
10	小鎌字小田	2761	10	ホ	30-1	山林	0.0137	ヒノキ	38						
11	小鎌字黒尾	2766-1	10	ホ	30	山林	0.2845	ヒノキ	28						
12			10	ホ	30-1				38						
<p>・(A)欄の「現況林齢」は、森林簿に記載された内容とする。</p>															

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	中畑字才道	2450	4	ニ	30	保安林	0.5949	ヒノキ	38				
2			4	口	19				39				
3			4	口	27				38				
4			4	ニ	28				39				
5	中畑字場庄	2451	4	ニ	30	保安林	0.3156	ヒノキ	38				
6			4	ニ	27-1				38				
7			4	ニ	28				39				
8	小鎌字寺坂	1934	10	イ	9-1	畑	0.0945	ヒノキ	40				
9			10	イ	9				36				
10	小鎌字小田	2761	10	ホ	30-1	山林	0.0137	ヒノキ	38				
11	小鎌字黒尾	2766-1	10	ホ	30	山林	0.2845	ヒノキ	28				
12			10	ホ	30-1				38				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住所(同上)

赤磐市長 友實 武則

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所(同上)



2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(8)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- ④ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	R5-0026吉井	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 赤磐市長 友實 武則			(所在地) 岡山県赤磐市下市344							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)			(所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基 づいて行われる経 営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方 法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	中畑字林下	2099	4	ニ	10	山林	0.4405	ヒノキ	65	公告の日から 10年 (2033.3.31)	1 乙は、存続期 間中に保育間伐 を最大2回実施す ることにより、針 広混交林化を図る ものとする。なお、 施業の実施にあ たっては、広葉樹 等を残存し、早期 の混交林化を図 る。 2 乙は、火災、病 虫害及び気象害 の予防のため、年 1回以上の森林の 巡視を行うものと し、当該巡視は目 視によって判断で きる限りで行う。な お、当該巡視によ り、森林の公益的 機能や隣接した 森林の立木に支 障を及ぼす可能 性があると判断さ れた場合は、必要 な措置を講じる。	1 甲に支払われるべき金銭の 額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施 する経営管理の結果生じた木 材の販売による収益は乙のもの とする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要し た経費は乙が負担するものとす る。	乙から甲に対し て金銭の支払 は行わない。		
2			4	ニ	9				38						
3			4	ニ	8				38						
4			4	ニ	6				52						
5			4	ニ	7				52						
6	中畑字林下	2100-1	4	ニ	6	保安林	0.1222	ヒノキ	52						
7			4	ニ	7				52						
8	中畑字坂ノ口	1904-1	4	ホ	23	山林	0.3164	ヒノキ	98						
9			4	ホ	26				65						
10			4	ホ	27				38						
11			4	ホ	27-1				55						
12	中畑字追河内	1872-1	4	へ	17	山林	0.2228	ヒノキ	38						
13			4	へ	19				38						

・(A)欄の「現況林齢」は、森林簿に記載された内容とする。

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	中畑字林下	2099	4	ニ	10	山林	0.4405	ヒノキ	65				
2			4	ニ	9				38				
3			4	ニ	8				38				
4			4	ニ	6				52				
5			4	ニ	7				52				
6	中畑字林下	2100-1	4	ニ	6	保安林	0.1222	ヒノキ	52				
7			4	ニ	7				52				
8	中畑字坂ノ口	1904-1	4	ホ	23	山林	0.3164	ヒノキ	98				
9			4	ホ	26				65				
10			4	ホ	27				38				
11			4	ホ	27-1				55				
12	中畑字追河内	1872-1	4	へ	17	山林	0.2228	ヒノキ	38				
13			4	へ	19				38				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住所(同上)

赤磐市長 友實 武則

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所(同上)



2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(8)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- ④ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	R5-0034吉井	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 赤磐市長 友實 武則			(所在地) 岡山県赤磐市下市344							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)			(所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基 づいて行われる経 営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方 法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	中畑字追河内	1878-1	4	〜	17	山林	0.1371	ヒノキ	38	公告の日から	10年 (2033.3.31)	1 乙は、存続期 間中に保育間伐 を最大2回実施す ることにより、針広 混交林化を図るも のとする。なお、 施業の実施にあ たっては、広葉樹 等を残存し、早期 の混交林化を図 る。 2 乙は、火災、病 虫害及び気象害 の予防のため、年 1回以上の森林の 巡視を行うものと し、当該巡視は目 視によって判断で きる限りで行う。な お、当該巡視によ り、森林の公益的 機能や隣接した 森林の立木に支 障を及ぼす可能 性があると判断さ れた場合は、必要 な措置を講じる。	1 甲に支払われるべき金銭の 額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施 する経営管理の結果生じた木 材の販売による収益は乙のもの とする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要し た経費は乙が負担するものとす る。	乙から甲に対し て金銭の支払 は行わない。	
2			4	〜	16				38						
3			4	〜	15				88						
<p>・(A)欄の「現況林齢」は、森林簿に記載された内容とする。</p>															

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(8)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- ④ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	R5-0038吉井	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)			(名称) 赤磐市長 友實 武則			(所在地) 岡山県赤磐市下市344								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)			(所在地)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)											経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢							
1	広戸字法寺	60-1	5	イ	16	保安林	0.6436	ヒノキ	45	公告の日から 10年 (2033.3.31)	1 乙は、存続期間中に保育間伐を最大2回実施することにより、針広混交林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、広葉樹等を残存し、早期の混交林化を図る。 2 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は目視によって判断できる限りで行う。なお、当該巡視により、森林の公益的機能や隣接した森林の立木に支障を及ぼす可能性がある」と判断された場合は、必要な措置を講じる。	1 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施する経営管理の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	乙から甲に対して金銭の支払は行わない。			
2			5	イ	31				38							
3			5	イ	14				40							
4			5	イ	35				38							
5			5	イ	34				38							
6	広戸字法寺	60-2	5	イ	31	山林	1.0789	ヒノキ	38							
7			5	イ	36				38							
8			5	イ	32				38							
9			5	イ	35				38							
10			5	イ	33				38							
11	5	イ	34	38												
12	広戸字窪田	292-1	5	ニ	18	山林	0.8102	ヒノキ	38							
13			5	ニ	22				38							
14			5	ニ	17				38							
15			5	ニ	17-1				36							
16			5	ニ	17-2				36							
17	広戸字堂坂	282-2	5	ニ	27	山林	0.6572	ヒノキ	38							
18			5	ニ	36				58							
19			5	ニ	32				40							
20			5	ニ	29				40							

・(A)欄の「現況林齢」は、森林簿に記載された内容とする。

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	広戸字法寺	60-1	5	イ	16	保安林	0.6436	ヒノキ	45				
2			5	イ	31				38				
3			5	イ	14				40				
4			5	イ	35				38				
5			5	イ	34				38				
6	広戸字法寺	60-2	5	イ	31	山林	1.0789	ヒノキ	38				
7			5	イ	36				38				
8			5	イ	32				38				
9			5	イ	35				38				
10			5	イ	33				38				
11			5	イ	34			38					
12	広戸字窪田	292-1	5	ニ	18	山林	0.8102	ヒノキ	38				
13			5	ニ	22				38				
14			5	ニ	17				38				
15			5	ニ	17-1				36				
16			5	ニ	17-2				36				
17	広戸字堂坂	282-2	5	ニ	27	山林	0.6572	ヒノキ	38				
18			5	ニ	36				58				
19			5	ニ	32				40				
20			5	ニ	29				40				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住所(同上)

赤磐市長 友實 武則

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所(同上)



2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(8)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- ④ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	R5-0041吉井	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)			(名称) 赤磐市長 友實 武則			(所在地) 岡山県赤磐市下市344								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)			(所在地)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)											経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢							
1	広戸字窪田	27-1	5	ハ	12	山林	0.4307	ヒノキ	48	公告の日から 10年 (2033.3.31)	1 乙は、存続期間中に保育間伐を最大2回実施することにより、針広混交林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、広葉樹等を残存し、早期の混交林化を図る。 2 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は目視によって判断できる限りで行う。なお、当該巡視により、森林の公益的機能や隣接した森林の立木に支障を及ぼす可能性があるとは判断された場合は、必要な措置を講じる。	1 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施する経営管理の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	乙から甲に対して金銭の支払は行わない。			
2			5	ハ	14				41							
3	広戸字窪田	25-2	5	ハ	9	山林	0.2393	ヒノキ	38							
4			5	ハ	16				38							
5			5	ハ	14				41							
6			5	ハ	15				41							
7			5	ハ	18				38							
8	広戸字京東	5-1	5	ハ	26-1	山林	0.1912	ヒノキ	38							
9			5	ハ	32				37							
10			5	ハ	33				37							
11			5	ハ	34				38							
12			5	ハ	36				38							
13			5	ハ	37				35							
14			5	ハ	35				38							
15	広戸字窪田	298-2	5	ニ	24	山林	0.3135	ヒノキ	38							
16			5	ニ	15				38							
17			5	ニ	16				38							
18			5	ニ	15-1				38							

・(A)欄の「現況林齢」は、森林簿に記載された内容とする。

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	広戸字窪田	27-1	5	ハ	12	山林	0.4307	ヒノキ	48				
2			5	ハ	14				41				
3	広戸字窪田	25-2	5	ハ	9	山林	0.2393	ヒノキ	38				
4			5	ハ	16				38				
5			5	ハ	14				41				
6			5	ハ	15				41				
7			5	ハ	18				38				
8	広戸字京東	5-1	5	ハ	26-1	山林	0.1912	ヒノキ	38				
9			5	ハ	32				37				
10			5	ハ	33				37				
11			5	ハ	34				38				
12			5	ハ	36				38				
13			5	ハ	37				35				
14			5	ハ	35				38				
15	広戸字窪田	298-2	5	ニ	24	山林	0.3135	ヒノキ	38				
16			5	ニ	15				38				
17			5	ニ	16				38				
18			5	ニ	15-1				38				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住所(同上)

赤磐市長 友實 武則

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所(同上)



2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(8)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- ④ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	R5-0047吉井	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 赤磐市長 友實 武則			(所在地) 岡山県赤磐市下市344							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)			(所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基 づいて行われる経 営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方 法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	広戸字土安	323-1	5	ホ	21	保安林	0.2548	ヒノキ	38	公告の日から	10年 (2033.3.31)	1 乙は、存続期 間中に保育間伐 を最大2回実施す ることにより、針 広混交林化を図る ものとする。なお、 施業の実施にあ たっては、広葉樹 等を残存し、早期 の混交林化を図 る。 2 乙は、火災、病 虫害及び気象害 の予防のため、年 1回以上の森林の 巡視を行うものと し、当該巡視は目 視によって判断で きる限りで行う。な お、当該巡視によ り、森林の公益的 機能や隣接した 森林の立木に支 障を及ぼす可能 性があると判断さ れた場合は、必要 な措置を講じる。	1 甲に支払われるべき金銭の 額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施 する経営管理の結果生じた木 材の販売による収益は乙のもの とする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要し た経費は乙が負担するものとす る。	乙から甲に対し て金銭の支払 は行わない。	
2			5	ホ	20				55						
3			5	ホ	14				45						
4			5	ニ	51				38						
<p>・(A)欄の「現況林齢」は、森林簿に記載された内容とする。</p>															

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	広戸字土安	323-1	5	ホ	21	保安林	0.2548	ヒノキ	38				
2			5	ホ	20				55				
3			5	ホ	14				45				
4			5	ニ	51				38				

この計画に同意する。

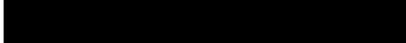
権利の設定を受ける市町村(乙)

住所(同上)

赤磐市長 友實 武則

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所(同上)



2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(8)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- ④ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	R5-0051吉井	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 赤磐市長 友實 武則			(所在地) 岡山県赤磐市下市344							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)			(所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基 づいて行われる経 営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方 法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	広戸字広地戸	426-5	5	ホ	47-1	保安林	0.1726	ヒノキ	42	公告の日から 10年 (2033.3.31)	1 乙は、存続期 間中に保育間伐 を最大2回実施す ることにより、針 広混交林化を図るも のとする。なお、 施業の実施にあ たっては、広葉樹 等を残存し、早期 の混交林化を図 る。 2 乙は、火災、病 虫害及び気象害 の予防のため、年 1回以上の森林の 巡視を行うものと し、当該巡視は目 視によって判断で きる限りで行う。な お、当該巡視によ り、森林の公益的 機能や隣接した 森林の立木に支 障を及ぼす可能 性があると判断さ れた場合は、必要 な措置を講じる。	1 甲に支払われるべき金銭の 額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施 する経営管理の結果生じた木 材の販売による収益は乙のもの とする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要し た経費は乙が負担するものとす る。	乙から甲に対し て金銭の支払 は行わない。		
2			5	ホ	48				38						
3	広戸字堂前	439	5	ホ	51	山林	0.0586	ヒノキ	95						
4			5	ホ	50				95						
5			5	ホ	51-1				41						
6	広戸字王子	167-2	5	へ	31-1	山林	0.1881	ヒノキ	85						
7			5	へ	26-1				42						
<p>・(A)欄の「現況林齢」は、森林簿に記載された内容とする。</p>															

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	広戸字広地戸	426-5	5	ホ	47-1	保安林	0.1726	ヒノキ	42				
2			5	ホ	48				38				
3	広戸字堂前	439	5	ホ	51	山林	0.0586	ヒノキ	95				
4			5	ホ	50				95				
5			5	ホ	51-1				41				
6	広戸字王子	167-2	5	へ	31-1	山林	0.1881	ヒノキ	85				
7			5	へ	26-1				42				

この計画に同意する。

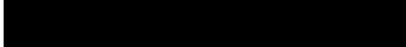
権利の設定を受ける市町村(乙)

住所(同上)

赤磐市長 友實 武則

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所(同上)



2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(8)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- ④ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	R5-0052吉井	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 赤磐市長 友實 武則			(所在地) 岡山県赤磐市下市344							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)			(所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基 づいて行われる経 営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方 法	備考
1	広戸字下地戸	440	5	ト	7	山林	0.3007	ヒノキ	38	公告の日から	10年 (2033.3.31)	1 乙は、存続期 間中に保育間伐 を最大2回実施す ることにより、針 広混交林化を図る ものとする。なお、 施業の実施にあ たっては、広葉樹 等を残存し、早期 の混交林化を図 る。 2 乙は、火災、病 虫害及び気象害 の予防のため、年 1回以上の森林の 巡視を行うものと し、当該巡視は目 視によって判断で きる限りで行う。な お、当該巡視によ り、森林の公益的 機能や隣接した 森林の立木に支 障を及ぼす可能 性があると判断さ れた場合は、必要 な措置を講じる。	1 甲に支払われるべき金銭の 額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施 する経営管理の結果生じた木 材の販売による収益は乙のもの とする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要し た経費は乙が負担するものとす る。	乙から甲に対し て金銭の支払 は行わない。	
2			5	ト	1				3						
3			5	ト	5				75						
4			5	ト	2				3						
5			5	ホ	50				95						
6			5	ホ	51-1				41						
<p>・(A)欄の「現況林齢」は、森林簿に記載された内容とする。</p>															

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	広戸字下地戸	440	5	ト	7	山林	0.3007	ヒノキ	38				
2			5	ト	1				3				
3			5	ト	5				75				
4			5	ト	2				3				
5			5	ホ	50				95				
6			5	ホ	51-1				41				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住所(同上)

赤磐市長 友實 武則

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所(同上)



2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(8)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- ④ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	R5-0055吉井	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 赤磐市長 友實 武則			(所在地) 岡山県赤磐市下市344												
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)			(所在地)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基 づいて行われる経 営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方 法	備考					
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢											
1	小鎌字鎌窪	1567	9	口	10	山林	0.4949	ヒノキ	60	公告の日から	10年 (2033.3.31)	1 乙は、存続期 間中に保育間伐 を最大2回実施す ることにより、針 広混交林化を図る ものとする。なお、 施業の実施にあ たっては、広葉樹 等を残存し、早期 の混交林化を図 る。 2 乙は、火災、病 虫害及び気象害 の予防のため、年 1回以上の森林の 巡視を行うものと し、当該巡視は目 視によって判断で きる限りで行う。な お、当該巡視によ り、森林の公益的 機能や隣接した 森林の立木に支 障を及ぼす可能 性があると判断さ れた場合は、必要 な措置を講じる。	1 甲に支払われるべき金銭の 額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施 する経営管理の結果生じた木 材の販売による収益は乙のもの とする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要し た経費は乙が負担するものとす る。	乙から甲に対し て金銭の支払 は行わない。						
2			9	口	12				38											
3			9	口	11				38											
4	小鎌字曾根田	2321	10	ト	31	山林	0.2122	ヒノキ	54											
5			10	ト	33				38											
6			10	ト	31-1				38											
<p>・(A)欄の「現況林齢」は、森林簿に記載された内容とする。</p>																				

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	小鎌字鎌窪	1567	9	口	10	山林	0.4949	ヒノキ	60				
2			9	口	12				38				
3			9	口	11				38				
4	小鎌字曾根田	2321	10	ト	31	山林	0.2122	ヒノキ	54				
5			10	ト	33				38				
6			10	ト	31-1				38				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住所(同上)

赤磐市長 友實 武則

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所(同上)



2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(8)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- ④ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	R5-0060吉井	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)			(名称)			(所在地)								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)			(所在地)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢							
1	広戸字井王坂	672	6	ハ	21	山林	1.7262	ヒノキ	38	公告の日から	10年 (2033.3.31)	1 乙は、存続期間中に保育間伐を最大2回実施することにより、針広混交林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、広葉樹等を残存し、早期の混交林化を図る。 2 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は目視によって判断できる限りで行う。なお、当該巡視により、森林の公益的機能や隣接した森林の立木に支障を及ぼす可能性がある」と判断された場合は、必要な措置を講じる。	1 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施する経営管理の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	乙から甲に対して金銭の支払は行わない。		
2			6	ハ	20				38							
3			6	ハ	20-1				33							
4			6	ハ	19				38							
5	小鎌字御堂	635	11	ニ	6	山林	0.2471	ヒノキ	70							
6			11	ニ	7-1				70							
7			11	ニ	7				38							
<p>・(A)欄の「現況林齢」は、森林簿に記載された内容とする。</p>																

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	広戸字井王坂	672	6	ハ	21	山林	1.7262	ヒノキ	38				
2			6	ハ	20				38				
3			6	ハ	20-1				33				
4			6	ハ	19				38				
5	小鎌字御堂	635	11	ニ	6	山林	0.2471	ヒノキ	70				
6			11	ニ	7-1				70				
7			11	ニ	7				38				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住所(同上)

赤磐市長 友實 武則

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所(同上)



2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(8)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- ④ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	R5-0065吉井	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 赤磐市長 友實 武則			(所在地) 岡山県赤磐市下市344							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)			(所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基 づいて行われる経 営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方 法	備考
1	広戸字津上	474	6	ト	20	山林	0.1334	ヒノキ	50	公告の日から	10年 (2033.3.31)	1 乙は、存続期 間中に保育間伐 を最大2回実施す ることにより、針 広混交林化を図 るものとする。な お、施業の実施 にあたっては、広 葉樹等を残存し、 早期の混交林化 を図る。 2 乙は、火災、 病虫害及び気象 害の予防のため、 年1回以上の森 林の巡視を行う ものとし、当該 巡視は目視によ って判断できる 限りで行う。な お、当該巡視に よる、森林の公 益的機能や隣接 した森林の立木 に支障を及ぼす 可能性がある と判断された場 合は、必要な 措置を講じる。	1 甲に支払われ べき金銭の額の 算定方法 経営管理権に基 づき乙が実施す る経営管理の結 果生じた木材の 販売による収益 は乙のものとし る。 2 留意事項 乙が経営管理を 行うために要し た経費は乙が負 担するものとし る。	乙から甲に対し て金銭の支払は 行わない。	
2			6	ト	22				43						
3			6	ト	23				72						
<p>・(A)欄の「現況林齢」は、森林簿に記載された内容とする。</p>															

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(8)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- ④ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	R5-0067吉井	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)			(名称) 赤磐市長 友實 武則			(所在地) 岡山県赤磐市下市344							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)			(所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	小鎌字登坂	1792-2	9	ホ	7	山林	0.1654	ヒノキ	38	公告の日から 10年 (2033.3.31)	1 乙は、存続期間中に保育間伐を最大2回実施することにより、針広混交林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、広葉樹等を残存し、早期の混交林化を図る。 2 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は目視によって判断できる限りで行う。なお、当該巡視により、森林の公益的機能や隣接した森林の立木に支障を及ぼす可能性があるとは判断された場合は、必要な措置を講じる。	1 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施する経営管理の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	乙から甲に対して金銭の支払は行わない。		
2			9	ホ	4				38						
3			9	ホ	5				38						
4			9	ホ	9				38						
5	小鎌字登坂	1792-1	9	ホ	7	山林	0.1609	ヒノキ	38						
6			9	ホ	4				38						
7			9	ホ	5				38						
8			9	ホ	6				56						
9	小鎌字登坂	1812	9	ホ	24-1	山林	0.1563	ヒノキ	34						
10			9	ホ	25				50						
11	小鎌字猪尻	1920-1	10	イ	7	山林	0.4729	ヒノキ	41						
12	小鎌字寺坂	1935	10	イ	9-1	原野	0.007	ヒノキ	40						
13			10	イ	9				36						
14	小鎌字吶之前	1933	10	イ	9-1	原野	0.0148	ヒノキ	40						
15	小鎌字寺坂	1939	10	イ	9-1	山林	0.1013	ヒノキ	40						
16			10	イ	9				36						
17	小鎌字志み坂	2879	10	ハ	60	山林	0.4461	ヒノキ	39						
18			10	ハ	61				85						
19			10	ハ	61-1				36						

・(A)欄の「現況林齢」は、森林簿に記載された内容とする。

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	小鎌字登坂	1792-2	9	ホ	7	山林	0.1654	ヒノキ	38				
2			9	ホ	4				38				
3			9	ホ	5				38				
4			9	ホ	9				38				
5	小鎌字登坂	1792-1	9	ホ	7	山林	0.1609	ヒノキ	38				
6			9	ホ	4				38				
7			9	ホ	5				38				
8			9	ホ	6				56				
9	小鎌字登坂	1812	9	ホ	24-1	山林	0.1563	ヒノキ	34				
10			9	ホ	25				50				
11	小鎌字猪尻	1920-1	10	イ	7	山林	0.4729	ヒノキ	41				
12	小鎌字寺坂	1935	10	イ	9-1	原野	0.007	ヒノキ	40				
13			10	イ	9				36				
14	小鎌字吶之前	1933	10	イ	9-1	原野	0.0148	ヒノキ	40				
15	小鎌字寺坂	1939	10	イ	9-1	山林	0.1013	ヒノキ	40				
16			10	イ	9				36				
17	小鎌字志み坂	2879	10	ハ	60	山林	0.4461	ヒノキ	39				
18			10	ハ	61				85				
19			10	ハ	61-1				36				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住所(同上)

赤磐市長 友實 武則

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所(同上)



2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(8)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- ④ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	R5-0068吉井	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 赤磐市長 友實 武則			(所在地) 岡山県赤磐市下市344							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)			(所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基 づいて行われる経 営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方 法	備考
1	石上字後田	1882-1	7	ニ	39	山林	2.3601	ヒノキ	34	公告の日から	10年 (2033.3.31)	1 乙は、存続期 間中に保育間伐 を最大2回実施す ることにより、針広 混交林化を図るも のとする。なお、 施業の実施にあ たっては、広葉樹 等を残存し、早期 の混交林化を図 る。 2 乙は、火災、病 虫害及び気象害 の予防のため、年 1回以上の森林の 巡視を行うものと し、当該巡視は目 視によって判断で きる限りで行う。な お、当該巡視によ り、森林の公益的 機能や隣接した 森林の立木に支 障を及ぼす可能 性があると判断さ れた場合は、必要 な措置を講じる。	1 甲に支払われるべき金銭の 額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施 する経営管理の結果生じた木 材の販売による収益は乙のもの とする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要し た経費は乙が負担するものとす る。	乙から甲に対し て金銭の支払 は行わない。	
2			7	ニ	40				34						
3			7	ニ	35				28						
4			7	ニ	34				42						
5			7	ニ	41				34						
<p>・(A)欄の「現況林齢」は、森林簿に記載された内容とする。</p>															

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	石上字後田	1882-1	7	ニ	39	山林	2.3601	ヒノキ	34				
2			7	ニ	40				34				
3			7	ニ	35				28				
4			7	ニ	34				42				
5			7	ニ	41				34				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住所(同上)

赤磐市長 友實 武則

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所(同上)



2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(8)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- ④ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	R5-0073吉井	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 赤磐市長 友實 武則			(所在地) 岡山県赤磐市下市344							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)			(所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基 づいて行われる経 営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方 法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	石上字風呂谷 口	1442-2	8	口	20	畑	0.0283	ヒノキ	55	公告の日から	10年 (2033.3.31)	1 乙は、存続期 間中に保育間伐 を最大2回実施す ることにより、針 広混交林化を図るも のとする。なお、 施業の実施にあ たっては、広葉樹 等を残存し、早期 の混交林化を図 る。 2 乙は、火災、病 虫害及び気象害 の予防のため、年 1回以上の森林の 巡視を行うものと し、当該巡視は目 視によって判断で きる限りで行う。な お、当該巡視によ り、森林の公益的 機能や隣接した 森林の立木に支 障を及ぼす可能 性があると判断さ れた場合は、必要 な措置を講じる。	1 甲に支払われるべき金銭の 額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施 する経営管理の結果生じた木 材の販売による収益は乙のもの とする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要し た経費は乙が負担するものとす る。	乙から甲に対し て金銭の支払 は行わない。	
2			8	口	21				35						
3	石上字風呂谷 口	1442-1	8	ハ	8	山林	2.2487	ヒノキ	70						
4			8	ハ	9				38						
5			8	口	21-1				56						
6			8	口	20				55						
7			8	口	22				60						
8			8	口	21				35						
<p>・(A)欄の「現況林齢」は、森林簿に記載された内容とする。</p>															

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	石上字風呂谷口	1442-2	8	口	20	畑	0.0283	ヒノキ	55				
2			8	口	21				35				
3	石上字風呂谷口	1442-1	8	ハ	8	山林	2.2487	ヒノキ	70				
4			8	ハ	9				38				
5			8	口	21-1				56				
6			8	口	20				55				
7			8	口	22				60				
8			8	口	21				35				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住所(同上)

赤磐市長 友實 武則

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所(同上)



2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(8)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- ④ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	R5-0086吉井	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 赤磐市長 友實 武則			(所在地) 岡山県赤磐市下市344							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)			(所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基 づいて行われる経 営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方 法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	小鎌字雁行	1832	9	へ	8	原野	0.0622	ヒノキ	58	公告の日から	10年 (2033.3.31)	1 乙は、存続期 間中に保育間伐 を最大2回実施す ることにより、針 広混交林化を図るも のとする。なお、 施業の実施にあ たっては、広葉樹 等を残存し、早期 の混交林化を図 る。 2 乙は、火災、病 虫害及び気象害 の予防のため、年 1回以上の森林の 巡視を行うものと し、当該巡視は目 視によって判断で きる限りで行う。な お、当該巡視によ り、森林の公益的 機能や隣接した 森林の立木に支 障を及ぼす可能 性があると判断さ れた場合は、必要 な措置を講じる。	1 甲に支払われるべき金銭の 額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施 する経営管理の結果生じた木 材の販売による収益は乙のもの とする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要し た経費は乙が負担するものとす る。	乙から甲に対し て金銭の支払 は行わない。	
<p>・(A)欄の「現況林齢」は、森林簿に記載された内容とする。</p>															

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(8)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- ④ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	R5-0087吉井	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 赤磐市長 友實 武則			(所在地) 岡山県赤磐市下市344							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)			(所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基 づいて行われる経 営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方 法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	小鎌字後坂	1839-1	9	ト	1-1	山林	0.722	ヒノキ	57	公告の日から	10年 (2033.3.31)	1 乙は、存続期 間中に保育間伐 を最大2回実施す ることにより、針 広混交林化を図るも のとする。なお、 施業の実施にあ たっては、広葉樹 等を残存し、早期 の混交林化を図 る。 2 乙は、火災、病 虫害及び気象害 の予防のため、年 1回以上の森林の 巡視を行うものと し、当該巡視は目 視によって判断で きる限りで行う。な お、当該巡視によ り、森林の公益的 機能や隣接した 森林の立木に支 障を及ぼす可能 性があると判断さ れた場合は、必要 な措置を講じる。	1 甲に支払われるべき金銭の 額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施 する経営管理の結果生じた木 材の販売による収益は乙のもの とする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要し た経費は乙が負担するものとす る。	乙から甲に対し て金銭の支払 は行わない。	
2			9	へ	16				56						
3	小鎌字塚尾	1860-1	9	ト	3	山林	0.8196	ヒノキ	38						
4			9	ト	6				60						
5			9	ト	4				38						
6			9	ト	5				38						
7			9	ト	13				70						
8	小鎌字竹信	1877	9	ト	20	山林	0.3688	ヒノキ	32						
9			9	ト	19				58						
<p>・(A)欄の「現況林齢」は、森林簿に記載された内容とする。</p>															

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	小鎌字後坂	1839-1	9	ト	1-1	山林	0.722	ヒノキ	57				
2			9	へ	16				56				
3	小鎌字塚尾	1860-1	9	ト	3	山林	0.8196	ヒノキ	38				
4			9	ト	6				60				
5			9	ト	4				38				
6			9	ト	5				38				
7			9	ト	13				70				
8	小鎌字竹信	1877	9	ト	20	山林	0.3688	ヒノキ	32				
9			9	ト	19				58				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住所(同上)

赤磐市長 友實 武則

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所(同上)



2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(8)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- ④ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	R5-0088吉井	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 赤磐市長 友實 武則			(所在地) 岡山県赤磐市下市344							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)			(所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基 づいて行われる経 営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方 法	備考
1	小鎌字猪尻	1920-2	10	イ	9-1	山林	0.9924	ヒノキ	40	公告の日から	10年 (2033.3.31)	1 乙は、存続期 間中に保育間伐 を最大2回実施す ることにより、針 広混交林化を図るも のとする。なお、 施業の実施にあ たっては、広葉樹 等を残存し、早期 の混交林化を図 る。 2 乙は、火災、病 虫害及び気象害 の予防のため、年 1回以上の森林の 巡視を行うものと し、当該巡視は目 視によって判断で きる限りで行う。な お、当該巡視によ り、森林の公益的 機能や隣接した 森林の立木に支 障を及ぼす可能 性があると判断さ れた場合は、必要 な措置を講じる。	1 甲に支払われるべき金銭の 額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施 する経営管理の結果生じた木 材の販売による収益は乙のもの とする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要し た経費は乙が負担するものとす る。	乙から甲に対し て金銭の支払 は行わない。	
2			10	イ	7				41						
<p>・(A)欄の「現況林齢」は、森林簿に記載された内容とする。</p>															

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(8)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- ④ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(名称)	(所在地)					
	R5-0095吉井									赤磐市長 友實 武則	岡山県赤磐市下市344					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)											経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢							
1	小鎌字定石	2610	10	ハ	37-1	山林	0.3356	ヒノキ	43	公告の日から	10年 (2033.3.31)	1 乙は、存続期間中に保育間伐を最大2回実施することにより、針広混交林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、広葉樹等を残存し、早期の混交林化を図る。 2 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は目視によって判断できる限りで行う。なお、当該巡視により、森林の公益的機能や隣接した森林の立木に支障を及ぼす可能性がある」と判断された場合は、必要な措置を講じる。	1 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施する経営管理の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	乙から甲に対して金銭の支払は行わない。		
2			10	ハ	38				43							
3			10	ハ	39				43							
4			10	ハ	40				43							
5			10	ハ	41				43							
6	小鎌字定石	2620	10	ハ	40	山林	0.0326	ヒノキ	43							
7			10	ハ	41				43							
8			10	ハ	42				43							
9	小鎌字鎌田	2621	10	ハ	40	山林	0.0975	ヒノキ	43							
10			10	ハ	41				43							
11			10	ハ	45				53							
12			10	ハ	42				43							
13			10	ハ	44				39							
14			10	ハ	43				39							
15	小鎌字向	2607	10	ハ	37	山林	0.0462	ヒノキ	38							
16			10	ハ	37-1				43							
17			10	ハ	38				43							
18			10	ハ	46			38								
19	小鎌字向	2645	10	ハ	39	山林	0.3394	ヒノキ	43							
20			10	ハ	40				43							
21			10	ハ	41				43							
22			10	ハ	45				53							
23	小鎌字安友	2656-1	10	ニ	17	山林	0.3047	ヒノキ	3							
24			10	ニ	15				85							

・(A)欄の「現況林齢」は、森林簿に記載された内容とする。

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	小鎌字定石	2610	10	ハ	37-1	山林	0.3356	ヒノキ	43				
2			10	ハ	38				43				
3			10	ハ	39				43				
4			10	ハ	40				43				
5			10	ハ	41				43				
6	小鎌字定石	2620	10	ハ	40	山林	0.0326	ヒノキ	43				
7			10	ハ	41				43				
8			10	ハ	42				43				
9	小鎌字鎌田	2621	10	ハ	40	山林	0.0975	ヒノキ	43				
10			10	ハ	41				43				
11			10	ハ	45				53				
12			10	ハ	42				43				
13			10	ハ	44				39				
14	10	ハ	43	39									
15	小鎌字向	2607	10	ハ	37	山林	0.0462	ヒノキ	38				
16			10	ハ	37-1				43				
17			10	ハ	38				43				
18			10	ハ	46				38				
19	小鎌字向	2645	10	ハ	39	山林	0.3394	ヒノキ	43				
20			10	ハ	40				43				
21			10	ハ	41				43				
22			10	ハ	45				53				
23	小鎌字安友	2656-1	10	ニ	17	山林	0.3047	ヒノキ	3				
24			10	ニ	15				85				

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(8)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- ④ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(8)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- ④ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	R5-0113吉井	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)			(名称) 赤磐市長 友實 武則			(所在地) 岡山県赤磐市下市344							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)			(所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	小鎌字向	12-1	11	ト	30	山林	0.3782	ヒノキ	65	公告の日から	10年 (2033.3.31)	1 乙は、存続期間中に保育間伐を最大2回実施することにより、針広混交林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、広葉樹等を残存し、早期の混交林化を図る。 2 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は目視によって判断できる限りで行う。なお、当該巡視により、森林の公益的機能や隣接した森林の立木に支障を及ぼす可能性があるとは判断された場合は、必要な措置を講じる。	1 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施する経営管理の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	乙から甲に対して金銭の支払は行わない。	
2			11	ト	28				85						
3			11	ト	29				85						
4			11	へ	34				95						
5			11	ト	27				85						
6			11	へ	41				110						
7	小鎌字下谷	96-1	11	へ	33	保安林	0.683	ヒノキ	40	公告の日から	10年 (2033.3.31)	1 乙は、存続期間中に保育間伐を最大2回実施することにより、針広混交林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、広葉樹等を残存し、早期の混交林化を図る。 2 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は目視によって判断できる限りで行う。なお、当該巡視により、森林の公益的機能や隣接した森林の立木に支障を及ぼす可能性があるとは判断された場合は、必要な措置を講じる。	1 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施する経営管理の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	乙から甲に対して金銭の支払は行わない。	
8			11	ト	30-1				50						
9			11	ト	31				55						
10			11	へ	30				88						
11	小鎌字向	15	11	へ	32	山林	0.4168	ヒノキ	39	公告の日から	10年 (2033.3.31)	1 乙は、存続期間中に保育間伐を最大2回実施することにより、針広混交林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、広葉樹等を残存し、早期の混交林化を図る。 2 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は目視によって判断できる限りで行う。なお、当該巡視により、森林の公益的機能や隣接した森林の立木に支障を及ぼす可能性があるとは判断された場合は、必要な措置を講じる。	1 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施する経営管理の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2 留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	乙から甲に対して金銭の支払は行わない。	
12			11	ト	23				95						
13			11	ト	1				95						
14			11	ト	22				95						
15			11	ト	28				85						
16			11	ト	21				95						
17			11	ト	25				105						
18			11	へ	34				95						
19			11	へ	42				70						
20			11	ト	24				79						
21	11	へ	41	110											

・(A)欄の「現況林齢」は、森林簿に記載された内容とする。

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	区画	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	小鎌字向	12-1	11	ト	30	山林	0.3782	ヒノキ	65				
2			11	ト	28				85				
3			11	ト	29				85				
4			11	へ	34				95				
5			11	ト	27				85				
6			11	へ	41				110				
7	小鎌字下谷	96-1	11	へ	33	保安林	0.683	ヒノキ	40				
8			11	ト	30-1				50				
9			11	ト	31				55				
10			11	へ	30				88				
11			11	へ	32				39				
12	小鎌字向	15	11	ト	23	山林	0.4168	ヒノキ	95				
13			11	ト	1				95				
14			11	ト	22				95				
15			11	ト	28				85				
16			11	ト	21				95				
17			11	ト	25				105				
18			11	へ	34				95				
19			11	へ	42				70				
20			11	ト	24				79				
21			11	へ	41				110				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住所(同上)

赤磐市長 友實 武則

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所(同上)



2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(8)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 気象災等の復旧

気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- ④ 保険期間は存続期間の終期までとする。

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。